

第一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律要綱
放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物の規制

放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いについて、放射性同位元素によつて汚染された物と同様の規制を行うこととする事。
(第一条関係)

第二 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等

一 放射性同位元素の使用の許可を取り消された許可使用者等（以下「許可取消使用者等」という。）は、許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置を講じようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならないこととする事。

二 許可取消使用者等が放射性同位元素を保管する場合に文部科学省令で定める基準に従つて必要な措置を講じなければならないこととする事その他許可取消使用者等の義務について定める事。

三 文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度で、許可取消使用者等に対し、報告させ、及び立入検査を行うことができることとする事。
(第二十八条関係)

第三 譲渡し等の制限の緩和

許可使用者等に係る放射性同位元素の譲渡し等の制限から、放射性同位元素の輸出を除外すること。

(第二十九条関係)

第四 放射能濃度についての確認等に関する制度の新設

一 許可使用者及び届出使用者等は、放射性同位元素等によつて汚染された物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要ないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者の確認を受けることができることとする。

二 一の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七号）その他の政令で定める法令の適用については、放射性同位元素等によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

(第三十三条の二関係)

第五 その他

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。